

こんなのアリ!?と思ったら...

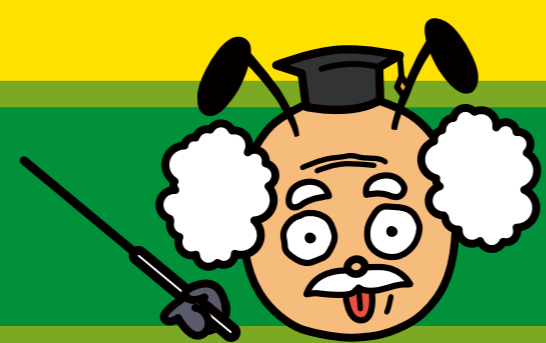
あきらめないで、まず相談!

副業・バイトトラブル

SNSや動画広告で「スキマ時間で稼げる」「『いいね』を押すだけ」「スタンプを送るだけ」など簡単な作業で稼げるという言葉につられ登録すると「仕事をするにはサポート契約が必要」「高額報酬のためには事前送金が必要」などとお金を要求されます。また、高額な報酬につられて犯罪に加担するような仕事をさせられ取り返しのつかないことになってしまう恐れもあります。



**「楽しんで稼げる!?!」
そんなうまい話はありません!**



アドバイス

- 1 簡単に、楽しく、確実にもうかる話はありません。事業者の説明をうのみにせず、どのような作業を行うのか、どんな仕組みでもうかるのかを、第三者に意見を聞くなどして慎重に判断しましょう。
- 2 悪用されるおそれがあるので、身元のわからない相手に個人情報を伝えないようにしましょう。
- 3 「すぐに元がとれる」などといって、消費者金融からの借金やクレジット契約を勧めてくる業者には注意しましょう。
- 4 お金を稼ぐはずが、振り込みを求められたら消費生活センターに相談しましょう。

消費者トラブルのご相談は!

消費者ホットライン
[ナビダイヤルサービス]



い や や
1 8 8

近くの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費生活
相談窓口
(直通電話)

宮崎県消費生活センター

TEL 0985-25-0999

都城支所

TEL 0986-24-0999

延岡支所

TEL 0982-31-0999

